

船舶事故等調査報告書

平成21年1月29日  
運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008仙第37号	
事故等名	油送船菱栄丸漁船第七喜代丸衝突	
発生年月日時刻	平成20年8月27日 21時20分ごろ	
発生場所	岩手県大船渡市基石埼東方沖合約8.5海里 (北緯38° 59'、東経141° 56')	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年10月1日仙台・地方事故調査官が海難報告書を精査 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実		
船種・船名・総トン数	A 油送船 菱栄丸 747トン	
船舶番号	136176	
船舶所有者等	有限会社宝洋	
船種・船名・総トン数	B 漁船 第七喜代丸	
漁船登録番号	IT2-5014	
船舶所有者等	個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長 三級海技士(航海)	
	B 船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	A 負傷者なし	
	B 負傷者なし	
損傷	A なし	
	B シーアンカーロープ切断	
事故等の経過	A船は、新潟港を発し、千葉港に向けて三陸沖を南下中、平成20年8月27日21時20分ごろ、岩手県大船渡市基石埼東方沖合約8.5海里付近において、パラシュート型シーアンカーを投入し、集魚灯を明るく点灯してイカ釣り作業中のB船に約15mまで接近し、同シーアンカーロープを切断したが、このことに気付かずに続航し、釜石海上保安部から連絡を受け、初めて本事故の発生を知った。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与	なし
	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし
	判明した事項の解析	A船がB船に異常接近したものと考えられる。
原因	本事故は、A船がB船に異常接近したため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	
その他の事項	なし	